

さぬき水田営農だより

品目横断的経営安定対策が導入されて麦・大豆の作付拡大を迷っている担い手の皆様へ！

「担い手経営革新促進事業」のうち「特定対象農産物の生産支援事業」を活用すれば、作付拡大分に対し、緑ゲタ相当額が助成されます
(品目横断的経営安定対策の加入者対象)

〈事業実施期間〉平成19年産から21年産までの3年間

〈助成対象品目〉麦・大豆(種子麦・大豆、黒大豆は対象外)

〈助成の対象となるケース〉次の①～③のケースにおいて、18年産と比べた19、20、21年産それぞれの麦・大豆の拡大面積が対象となります。

① 平成17年度以降の農外からの新規参入のケース

農外から就農

親の経営を継承して麦・大豆を作付けした場合

→ 対象になりません

新規に参入して麦・大豆を作付け

権利取得した農地に過去実績がある場合

権利取得し作付けした農地の面積から過去実績の面積を差し引いた部分が対象になります

権利取得した農地に過去実績がない場合

→ 対象になります

② 平成19年産以降の米の生産調整強化への対応のケース

生産調整の強化

生産調整強化部分に対象品目以外の作付けやこれまで裏作麦・野菜を作付けしていた場合

→ 対象になりません

生産調整強化部分に転作麦又は転作大豆を新たに作付けた場合

→ 対象になります

③ 平成19年産以降の経営規模の拡大のケース

麦・大豆の作付拡大

既に使用収益権がある農地で拡大

借地・特定作業受託等で拡大

・遊休地への作付け
・野菜等からの作目転換

→ 対象になりません

・裏作を行っていなかった農地へ麦を作付け
・表作を行っていなかった農地へ麦跡大豆を作付け

→ 対象になります

権利取得した農地に過去実績がある場合

→ 権利取得し作付けした農地の面積から過去実績の面積を差し引いた部分が対象になります

権利取得した農地に過去実績がない場合

→ 対象になります

＜助成を受けるための主な要件＞

- ① 品目横断的経営安定対策加入者であること
- ② 「新技術」を1つ以上導入すること（3ページの「新技術一覧」から選択）
- ③ は種前契約の締結等、需要に応じた生産を実施していること
- ④ 生産物の品質の上位区分の占める比率がJA等の出荷単位の概ね平均以上であること

＜助成単価及び助成額の算出方法＞

(円/10a)

小麦	はだか麦	大豆
27,600	23,600	20,200

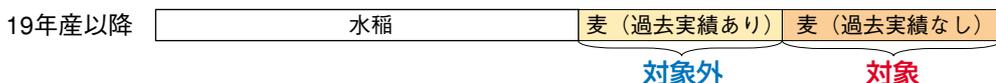
助成単価は、原則として全国一律です。

$$\text{助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{作目ごとの助成単価}$$

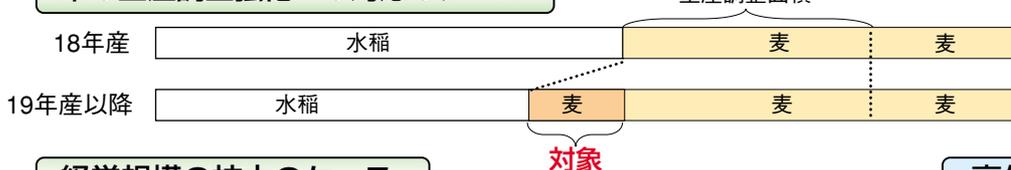
※1,000m²未満の場合は、助成対象となりません。

＜助成対象としてカウントされる面積（例）＞

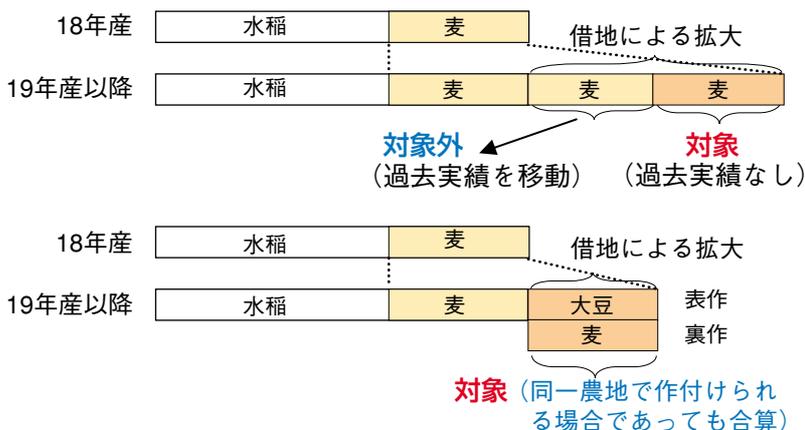
新規参入のケース



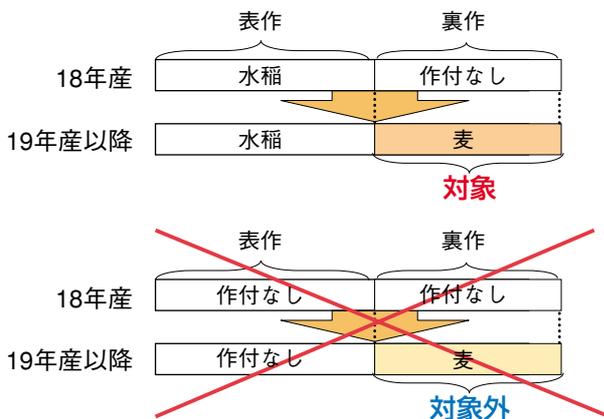
米の生産調整強化への対応のケース



経営規模の拡大のケース



裏作麦の作付けのケース



作付拡大の全てが対象になるわけではありません
 (野菜から大豆への転換など、単なる作目転換は対象外です。)

＜助成対象の具体例＞

生産調整面積が拡大したAさんの場合

5haの経営規模があるAさんは、早期水稲と転作麦の組合せの経営を行っている。

19年産水稲の生産目標数量が18年産に比べ30a減少したため、その30aに大豆を転作作物として作付けた。

⇒大豆30aが対象となります。

裏作麦を新たに作付けしたBさんの場合

10haの経営規模があるBさんは、早期水稲6haと転作麦4haの組合せで経営を行っている。

19年産では、水稲の半分3haを普通期水稲とすることにし、3haの裏作麦を作付けた。

⇒麦3haが対象となります。

経営規模を拡大したCさんの場合

経営面積5haの全てに18年産麦を作付けたCさんは、19年産麦の作付前に近所のDさんから60aの水田を利用権設定した。このとき、Dさんは20aの過去実績を保有していたが、これもあわせてCさんに移動した。

Cさんは、利用権設定した農地のうち50aで麦の作付拡大を行った。

⇒Cさんが作付拡大した麦50aから、Dさんから移動した過去実績20aを差し引いた30aが対象となります。

この事業については、上記例の他にも様々な事例が助成対象となります。詳しくは、最寄のJAや農業改良普及センターにご相談ください。

モデル経営体として新技術の普及に取り組みませんか！

「担い手経営革新促進事業」のうち「モデル経営体の実践支援事業」

大規模土地利用型農業の担い手にふさわしい技術の導入・普及を推進するため、モデル経営体を設定し、新技術等を周辺地域に波及させます。その際、モデルとなる担い手（審査により決定）には、実証経費相当額を助成します。

〈助成を受けるための主な要件〉

- ① 水稲、麦、大豆のうち、複数作物を組み合わせた経営を行うこと
- ② 複数（2つ以上の項目）の新技術を組み合わせ（下記の「新技術一覧」から選択）、労働力配分の合理化、土地利用の合理化、資本装備の効率化に取り組むこと
- ③ 毎年度、地域のモデルとしての経営内容の記帳や取組状況の報告を行うこと

〈助成単価〉

（円/10a、1項目あたり）

水田地帯	初年度	2年目	3年目
	2,200	1,500	900

注1：助成額＝経営面積×助成単価×新技術の取組み項目数。
項目数は2つか3つ。

担い手経営革新促進事業で対象となる新技術一覧

項目	新技術の内容（注1、2）	見込まれる導入効果
1 労働力配分の合理化	① 麦又は大豆の不耕起栽培	・播種前の耕起時間（約1時間/10a）や大豆の中間管理に要する時間（約2時間/10a）の短縮。
	② 大豆の密播無中耕無培土栽培	
	③ 湛水直播栽培（落水出芽方式）	・育苗、移植に要する時間（0.67～2.26時間/10a）、経費（1.4～15.3%）の低減。
	④ 乾田直播栽培	
	⑤ 麦、水稲の同時播種栽培	・麦の収穫作業と水稲の播種・育苗作業の競合回避。その分、作付拡大も可能となる。
	⑥ 水稲の冬期播種栽培	
	⑦ 露地野菜（レタス、ブロッコリー等）の機械移植栽培	・移植作業時間について、レタスでは約10時間/10a、ブロッコリーでは約4時間/10aの短縮。作業強度の軽減。タマネギでは、収穫作業時間（約9時間/10a）の短縮。
	⑧ 収穫機を用いたタマネギの収穫作業	
2 土地利用の合理化	⑨ 水稲、麦、大豆、露地野菜等の土壌診断に基づく土壌改良資材等の適正施用	[水稲] 1等比率10～30%向上。低たんぱく・良食味米生産。 [麦] 栽培ほ地の酸度矯正による減収回避。 [大豆] 減収と青立ちの防止。
	⑩ 水稲の葉色診断に基づく穂肥の適正施用	
	⑪ 大豆の土中水分測定に基づく灌水による肥効調節	
	⑫ 麦、大豆等の畑作物について休閒緑肥作物を輪作体系に導入（緑肥作物の播種から1年休作）	・地力の向上による麦、大豆等の畑作物の連作障害回避、品質向上。
3 資本装備の効率化	⑬ 麦又は大豆の耕起、畦立て、施肥、播種等のうち3作業以上を同時に施行する技術	・播種前後に要する時間（2～3時間/10a）の短縮。
	⑭ 水稲、麦、大豆、露地野菜等における乗用型多目的作業機を用いた防除、施肥等の作業	・作業に要する時間の約30%短縮。 ・防除、施肥等の作業が1人の人員で行える。
	⑮ 4条型コンバインを用いた水稲、麦の収穫	・作物間の機械相互利用による資本整備の低減。 ・大豆については、刈取り～脱穀に要する時間の概ね8割短縮。
	⑯ 汎用型コンバインを用いた水稲、麦、大豆等の収穫	

注1：種子麦・黒大豆は助成対象品目ではありませんが、「新技術の内容」の「麦」「大豆」には含まれています。

注2：新技術は、農業用機械などの導入（自己所有だけでなくリースなどで可）だけではなく、自らが実際に取り組むことが必要です。

さあ、20年産麦の作付拡大について考えましょう！

香川県産の小麦「さぬきの夢2000」、はだか麦「イチバンボシ」とともに実需者からの要望が高く、生産量の拡大が望まれています。

- ①まずは、期間平均生産面積（過去の生産実績）分は作付けられるように拡大を考えましょう！
- ②過去の生産実績がなくても、担い手経営革新促進事業を活用して作付拡大を図りましょう！

市 町	H20年産麦				(備考) H19年産麦の品目横断的 経営安定対策加入面積 (ha) H18.11.30時点		
	目標面積 (ha)			最低目標 面積 (ha)	小麦	はだか麦	計
	小麦	はだか麦	計	計			
高 松 市	530	90	620	589	421	83	504
丸 亀 市	150	160	310	296	133	149	282
坂 出 市	60	130	190	180	34	93	126
善 通 寺 市	70	130	200	182	43	109	152
観 音 寺 市	45	25	70	64	37	22	59
さ ぬ き 市	105	10	115	90	104	7	111
東 か が わ 市	30	30	60	43	27	27	55
三 豊 市	90	5	95	77	88	3	91
三 木 町	105	15	120	109	100	11	111
綾 川 町	190	20	210	195	166	19	185
琴 平 町	30	60	90	80	22	58	79
多 度 津 町	65	60	125	113	57	51	108
まんのう町	80	115	195	180	53	113	166
県 計	1,550	850	2,400	2,200	1,285	744	2,029

事業に関する詳細な要件については、最寄りのJA、農業改良普及センター又は下記の問い合わせ先までお問合せ下さい。

●問合せ先／香川県農業協同組合中央会 TEL 087-825-2503 香川県農業協同組合農産課 TEL 087-818-4104
香川県農政水産部農業経営課 TEL 087-832-3406 香川県農政水産部農業生産流通課 TEL 087-832-3418